

## 資料 2

平成26年10月29日  
函館市子ども・子育て会議資料

## (仮称) 函館市子ども・子育て支援事業計画素案(たたき台)の修正箇所 新旧対照表

No.	ページ	項目	修正前	修正後
1	25	2 基本的な視点 (1) 子どもの視点	「児童の権利に関する条約」	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」
2	52	地域子育て支援拠点事業 (子育てサロン、つどいの広場)	【実施箇所数】平成26年度：13か所	【実施箇所数】平成26年度：13か所 → 平成31年度：13か所
3	54	ひとり親家庭等奉仕員派遣事業	【利用者数】平成25年度：3人	【利用実績】平成25年度：4人，188時間
4	59	私立幼稚園における季節学童預かり保育事業	平成25年度：3か所	平成25年度：3か所 → 平成31年度：3か所
5	59	幼稚園における一時預かり事業	平成26年度：23か所(公立：1か所，私立：22か所)	平成26年度：23か所(公立：1か所，私立：22か所) → 平成31年度：23か所(公立：1か所，私立：22か所)
6	63	幼稚園における未就園児施設開放・相談事業	平成26年度：24か所	平成26年度：24か所 → 平成31年度：24か所
7	69	保育所における障がい児保育	平成25年度：17か所	平成25年度：17か所 → 平成31年度：19か所
8	69	低年齢児保育対策事業 (認可外保育施設)	平成25年度：4か所	平成25年度：4か所 → 平成31年度：4か所
9	69	保育所地域活動事業	平成25年度：21か所	平成25年度：21か所 → 平成31年度：24か所
10	75	ちびっこあそびの広場	平成25年度：年1回	平成25年度：年1回 → 平成31年度：年1回
11	78	(3) 地域における子育て意識の啓発推進 【現状と課題】(16行目～)	意識の啓発等にあたっては、町会や母親クラブ、育児サークル、子育て支援に関わる市民団体、主任児童委員、児童委員などの地域活動団体等、社会福祉協議会や保育所、幼稚園などの子育て支援サービスを提供する民間事業者、高齢者や障がい者等に対するサービスを提供する民間事業者などと連携することが重要です。	意識の啓発等にあたっては、町会や母親クラブ、育児サークル、子育て支援に関わる市民団体などの地域活動団体や、主任児童委員、児童委員のほか、社会福祉協議会や保育所、幼稚園などの子育て支援サービスを提供する民間事業者、高齢者や障がい者等に対するサービスを提供する民間事業者などと連携することが重要です。
12	89	いじめ不登校等対策推進事業	平成25年度：23,000部	平成25年度：23,000部 → 平成31年度：23,000部
13	94	妊産婦歯科健診・相談	【受診者数】・妊産婦歯科健康診査 平成25年度：92人 → 平成31年度：144人	【受診率】・妊産婦歯科健康診査 平成25年度：2.69% → 平成31年度：3.66%

No.	ページ	項目	修正前	修正後
14	100	特定感染症検査等事業	【H I V抗体検査数】平成25年度：191件 → 平成31年度：200件	【H I V抗体検査数】平成25年度：191件
15	117	教育用コンピュータ整備事業	【整備済校数】 ・小学校 平成25年度：46校 → 平成31年度：46校 ・中学校 平成25年度：28校 → 平成31年度：24校	【整備校の割合】 ・小学校 平成25年度： <u>100%</u> （46校） → 平成31年度： <u>100%</u> ・中学校 平成25年度： <u>100%</u> （28校） → 平成31年度： <u>100%</u>
16	117	学力向上推進事業	【標準学力検査実施校数】 ・小学校 平成25年度：46校 → 平成31年度：46校 ・中学校 平成25年度：28校 → 平成31年度：24校	【標準学力検査実施校の割合】 ・小学校 平成25年度： <u>100%</u> （46校） → 平成31年度： <u>100%</u> ・中学校 平成25年度： <u>100%</u> （28校） → 平成31年度： <u>100%</u>
17	122	学校評議員制度	【設置校数】平成25年度：77校（園） → 平成31年度： <u>73校（園）</u>	【設置校の割合】 平成25年度： <u>100%</u> （77校（園）） → 平成31年度： <u>100%</u>
18	125	家庭教育支援事業	【開催回数】平成25年度：12回 → 平成31年度： <u>13回</u>	【開催回数】平成25年度：12回 → 平成31年度： <u>24回</u>
19	131	第4 子育てを支援する生活環境の整備 1 良質な住宅の確保（上段）	子育てをしている若い世代を中心に、広くゆとりのある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組みが必要です。 また、持家、借家を含め、広くゆとりある住宅の確保のための情報提供等を推進することも求められています。	子育てをしている世帯が広くゆとりのある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅への居住を支援するなどの取組みが必要です。
20	131	第4 子育てを支援する生活環境の整備 1 良質な住宅の確保（下段）	この結果を見ると、「子育てに適した地区」として、「中学生生徒保護者」、「成年者」それぞれの29.1%、27.7%が「五稜郭公園付近などの中央部地区」としており、「産業道路周辺の市街地」が、同じく17.2%、19.5%となっています。 また、「歴史的景観地区などの西部地区」については、それぞれ9.3%、8.6%と低いことから、居住人口の増加や賑わいの創出など、新たな魅力づくりに取り組んでいく必要があります。	この結果を見ると、「子育てに適した地区」として、「中学生生徒保護者」、「成年者」それぞれの29.1%、27.7%が「五稜郭公園付近などの中央部地区」としていることから、中心市街地をはじめとする生活拠点およびその周辺での居住ニーズに対応した街なか居住を進めていく必要があります。
21	132	(1) ファミリー向け賃貸住宅の供給支援	(1) ファミリー向け賃貸住宅の供給支援	(1) ファミリー向け賃貸住宅への居住支援

No.	ページ	項目	修正前	修正後
22	132	(1) ファミリー向け賃貸住宅の供給支援【現状と課題】	<p>旧市街地では、高地価などが要因となって、負担能力に見合った家賃や価格の住宅の確保が難しい状況となっていることから、若年層や中堅ファミリー層を中心とした世帯の郊外、市外への流出を招いてきましたが、特に、西部地区は、住宅の建て詰まりや狭小の敷地、未接道の敷地など住環境水準の低下が見られ、地域人口の減少、高齢化の進行、商店街の衰退など、地域社会の衰退や空洞化が進行しています。</p> <p>このため、西部地区における民間賃貸住宅に入居する新婚世帯に対して、家賃の一部補助を実施しているほか、平成25年度からは新たに、西部地区や中心市街地に入居する子育て世帯に対する家賃の一部補助制度も実施しております。</p> <p>このような状況にある西部地区のほか、市内全域において、ファミリー向けの賃貸住宅の供給が求められています。</p>	<p>旧市街地では、高地価などが要因となって、子育てに適した広さの住宅が負担能力に見合った家賃となっていないことなどから、若年層や中堅ファミリー層を中心とした世帯の郊外への流出を招いています。</p> <p>このため、日常生活において利便性の高い西部地区や中央部地区の中心市街地などに立地する子育て世帯に適した賃貸住宅への入居に対する支援が求められています。</p>
23	132	(1) ファミリー向け賃貸住宅の供給支援【施策の方向】	<p>西部地区および中心市街地の定住人口の確保と活性化を促進し、若年世帯の地区外流出を抑止し、新たな居住を支援することにより、西部地区等の居住者の年齢構成バランスの適正化を促進するため、今後も関連事業の充実を図ります。</p>	<p>西部地区および中心市街地の定住人口の確保と活性化を促進するため、子育て世帯の賃貸住宅への入居を支援していきます。</p>
24	132	西部地区ヤングカップル住まいりんぐ支援事業	<p>■ 西部地区ヤングカップル住まいりんぐ支援事業【都市建設部住宅課】</p> <p>西部地区内における若年層の定住を促進し、活力あるまちづくりを進めるため、地区内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯に、家賃の一部を補助しています。</p> <p>【補助件数】平成25年度：継続82件</p>	(削除)
25	132	ヤングファミリー住まいりんぐ支援事業	<p>西部地区および中心市街地における若年層の定住を促進し、活力あるまちづくりを進めるため、西部地区および中心市街地内の民間賃貸住宅に入居する中学校卒業前の児童と同居する世帯に、家賃の一部を補助しており、今後も継続していきます。</p> <p>【補助件数】平成25年度：新規15件</p>	<p>西部地区および中心市街地における若年層の定住を促進し、活力あるまちづくりを進めるため、西部地区（20町）および中心市街地活性化基本計画区域を包含する区域（9町）の民間賃貸住宅に入居する中学校卒業前の児童と同居する世帯に、家賃の一部を補助しており、今後も継続していきます。</p> <p>【補助件数】平成25年度：新規15件</p>
26	132	市営住宅への優先入居の導入の検討	(新規追加)	<p>■ 市営住宅への優先入居の導入の検討【都市建設部住宅課】</p> <p>市営住宅においては、子育て世帯を含む多人数世帯の入居機会を拡大するため、現在供給されている住戸で3LDKや4LDKの住宅型式で、床面積が64㎡以上の住宅について、3人以上の世帯に限り応募できる「優先入居」を平成21年6月から導入しています。</p> <p>今後は、未就学児のいる子育て世帯を対象とした市営住宅への優先入居について検討します。</p>
27	-	2 良好な居住環境の確保	2 良好な居住環境の確保	(削除)

No.	ページ	項目	修正前	修正後
28	138	(1) 公共的施設のバリアフリー化の推進【現状と課題】(7行目～)	また、すべての人が安心して外出できる道路環境の整備のほか、公共的施設において、子育て家庭が利用しやすい設備の設置やサービスの提供などのソフト面でのバリアフリー化、いわゆる「心のバリアフリー」化に向けた取組みの推進が求められています。	また、すべての人が公共的施設を安心して円滑に利用するためには、施設整備の面だけではなく、相手の気持ちになって考え、お互いに支え合う、いわゆる「心のバリアフリー」化に向けた取組みの推進が求められています。
29	138	(1) 公共的施設のバリアフリー化の推進【施策の方向】	函館市福祉のまちづくり条例の理念の普及・啓発を図りながら、公共的施設のハード・ソフト両面でのバリアフリー化の推進に取り組んでいきます。	函館市福祉のまちづくり条例の理念の普及・啓発を図りながら、公共的施設の整備や「心のバリアフリー」化の推進に取り組んでいきます。
30	140	(2) 子育てバリアフリー情報提供の充実【現状と課題】	妊婦や子ども連れの保護者等が安心して外出できるようにするため、ハード面での整備のほか、公共的施設における子育て家庭等が利用しやすい設備やサービスの状況など、子育てバリアフリー情報の提供を推進することが求められており、現状把握に基づき、適切な情報提供を図るため、マップの作成等の検討が必要です。	妊婦や乳幼児連れの保護者等が安心して外出できるよう、子育て世帯に優しい設備や配慮のある施設等に関する情報（「子育てバリアフリー情報」）の提供が求められており、現状把握に基づく適切な情報提供が必要です。
31	140	(2) 子育てバリアフリー情報提供の充実【施策の方向】	子育てバリアフリー化の実態把握に努め、子育てバリアフリー情報の適切な提供に努めていきます。	授乳やおむつ替えができる設備のほか、子育てサロンや児童館、民間施設内の子どもの遊び場など、子育て世帯に優しい設備や配慮のある施設について、現状を把握し、情報提供に努めていきます。
32	145	1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進(6行目～)	市としては、国、道、企業、労働者団体、子育て支援団体などと相互に密接に連携し、創意工夫するなかで、地域の実情に応じた取組みを進めることが必要です。	市としては、国、道、企業、労働者団体、子育て支援団体などと相互に密接に連携し、創意工夫するなかで、地域の実情に応じた取組みをさらに進めていくことが必要です。
33	147	(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発活動の推進【施策の方向】(2段落目)	このため、市では、国、道との緊密な連携はもとより、市民や企業等との協働を進めるなかで、仕事と生活の調和の実現に向けて、働き方等に関する意識改革を図るため、各種制度等の広報・啓発をはじめ、地域の実情に応じた取組みを進めていきます。	このため、市では、国、道との緊密な連携はもとより、市民や企業等との協働を進めるなかで、仕事と生活の調和の実現に向けて、働き方等に関する意識改革を図るため、各種制度等の広報・啓発をはじめ、地域の実情に応じた取組みをさらに進めていきます。
34	147	「仕事と子育て」両立推進フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>「仕事と子育て」両立推進フォーラム [子ども未来部子ども企画課]</li> <li>「仕事と生活の調和の実現」は、子どもを生き育てやすい環境づくりにつながることから、その実現に向けて、市民や企業をはじめ、地域社会全体で取り組むための意識啓発を図るとともに、行動喚起を促すことを目的とした講演会等を行う事業で、事業化を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「仕事と子育て」両立推進フォーラム [子ども未来部子ども企画課]</li> <li>「仕事と生活の調和の実現」は、子どもを生き育てやすい環境づくりにつながることから、その実現に向けて、市民や企業をはじめ、地域社会全体で取り組むための意識啓発を図るとともに、行動喚起を促すことを目的とした講演会等を行う事業で、親子または子どもたちを対象とした、参加・体験型の取組みと併せて、事業化を検討します。</li> </ul>

No.	ページ	項目	修正前	修正後
35	156	2 障がい児施策の充実（1段落目）	障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行うため、障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から学校卒業時まで地域で一貫して計画的に教育や療育を行い、身体障がい、知的障がいおよび発達障がいなどにより、教育・療育に特別なニーズのある子どもに対して適切な支援を行うための体制の充実を図ることが必要です。	少子化が進むなかで障がいのある子どもは増加しており、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行うため、障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から学校卒業時まで地域で一貫して計画的に教育や療育を行い、身体障がい、知的障がいおよび発達障がいなどにより、教育・療育に特別なニーズのある子どもに対して適切な支援を行うための体制の充実を図ることが必要です。
36	158	障害児計画相談支援	<p>■ 障害児計画相談支援 [保健福祉部障がい保健福祉課]            障害児通所支援を利用するにあたって必要となる障害児支援利用計画を作成するとともに、定期的に障害児通所支援等の利用状況の検証を行っており、今後も継続していきます。            【施設事業所数】平成25年度：1か所</p>	<p>■ 障害児計画相談支援 [保健福祉部障がい保健福祉課、福祉事務所療育・自立支援センター]            障害児通所支援を利用するにあたっては、平成27年度から障害児支援利用計画の作成が必須となることから、相談支援の充実に努めます。            【施設事業所数】平成25年度：1か所</p>
37	158	児童発達支援	<p>■ 児童発達支援 [保健福祉部障がい保健福祉課]            身体・知的・精神障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行えるように児童発達支援センター等で支援を行っており、今後も継続していきます。            【利用人数】平成25年度：延1,294人、16,357回</p>	<p>■ 児童発達支援 [保健福祉部障がい保健福祉課、福祉事務所療育・自立支援センター]            就学前の身体・知的・精神障がい（発達障がいを含む）児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行えるように児童発達支援センター等で支援を行っており、対象児童が増加していることから、充実に努めます。            【利用人数】平成25年度：延1,294人、16,357回</p>
38	159	医療型児童発達支援	<p>■ 医療型児童発達支援 [保健福祉部障がい保健福祉課]            身体・知的・精神障がい児を対象に、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関において、児童発達支援および治療を行っており、今後も継続していきます。            【利用人数】平成25年度：延303人、1,711回</p>	<p>■ 医療型児童発達支援            [保健福祉部障がい保健福祉課、福祉事務所療育・自立支援センター]            就学前の主として肢体不自由児を対象に、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関において、児童発達支援および治療を行っており、今後も充実に努めます。            【利用人数】平成25年度：延303人、1,711回</p>
39	159	放課後等デイサービス	<p>■ 放課後等デイサービス [保健福祉部障がい保健福祉課]            小・中・高等学校に就学している障がい児に対し、放課後や夏休み等における居場所の確保を図る観点から、単なる居場所としてだけでなく、日常生活に必要な訓練や指導などの療育を行っており、今後も継続していきます。            【利用人数】平成25年度：延1,281人、11,311回</p>	<p>■ 放課後等デイサービス [保健福祉部障がい保健福祉課]            小・中・高等学校に就学している障がい児に対し、放課後や夏休み等における居場所の確保を図る観点から、単なる居場所としてだけでなく、日常生活に必要な訓練や指導などの療育、その他必要な支援を指定サービス事業所で行っており、対象児童が増加していることから、充実に努めます。            【利用人数】平成25年度：延1,281人、11,311回</p>

No.	ページ	項目	修正前	修正後
40	159	保育所等訪問支援	<p>■ 保育所等訪問支援 [保健福祉部障がい保健福祉課]            保育所等に通う障がい児に対し、集団生活への適応のための専門的な指導や支援を必要とする場合に、障がい児施設の職員等が保育所等を訪問し、専門的な支援を行うとともに訪問先のスタッフに対する支援も行っており、今後も継続していきます。            【利用人数】平成25年度：延3人、3回</p>	<p>■ 保育所等訪問支援            [保健福祉部障がい保健福祉課、福祉事務所療育・自立支援センター]            保育所等に通う障がい児に対し、集団生活への適応のための専門的な指導や支援を必要とする場合に、児童発達支援センター等の職員等が保育所等を訪問し、専門的な支援を行うとともに訪問先のスタッフに対する支援を行うもので、平成27年度からは児童発達支援センターの必須事業となることから、訪問支援の充実に努めます。            【利用人数】平成25年度：延3人、3回</p>
41	159	はこだて療育・自立支援センター診療所	(新規追加)	<p>■ はこだて療育・自立支援センター診療所 [福祉事務所療育・自立支援センター]            心身に障がいのある児童およびその疑いのある児童を対象に、医学的または心理学的判定による早期診断を行い、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、および臨床心理士等が連携して、地域の療育拠点としての機能を強化します。</p>
42	162	保育所等訪問支援	(新規追加)	<p>保育所等訪問支援 [保健福祉部障がい保健福祉課、福祉事務所療育・自立支援センター] (再掲、159頁)</p>
43	178	(3) 就学に係る費用の助成、軽減の実施	<p>【施策の方向】            教育費の負担は非常に大きいことから、各制度の継続に努めていきます。</p>	<p>【施策の方向】            教育費の負担は非常に大きいことから、各制度の継続はもとより、今後、本市の状況を勘案したうえで、支援のあり方についても検討します。</p>
44		<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て応援券プレゼント事業</li> <li>・子育て応援サイトの開設</li> <li>・産後ケア事業</li> <li>・(仮称)高校生のための“未来設計図”講座</li> <li>・(仮称)DV被害者同伴児童等サポート事業</li> </ul>	<p>～今後、事業化を検討します。</p>	<p>～計画期間内の事業化を目指します。</p>